

○旧森田銀行本店条例

平成18年3月20日

条例第171号

(設置)

第1条 文化財を保護し、広く一般に公開して、文化財保護意識を高揚し、及び市民の文化の活性化を図るため、旧森田銀行本店を設置する。

(名称及び位置)

第2条 旧森田銀行本店の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
旧森田銀行本店	坂井市三国町南本町三丁目3番26号

(指定管理者による管理)

第3条 旧森田銀行本店の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。ただし、教育委員会のみ
の権限に属するものは、除く。

- (1) 施設等（施設、設備及び器具をいう。以下同じ。）の維持管理に関する業務
- (2) 施設の利用その他施設の運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

(開館時間)

第5条 旧森田銀行本店の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、利用者が催しに利用する場合は、午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。
- 3 前項の規定により開館時間を変更するときは、指定管理者は、当該変更について、旧森田銀行本店の見やすい場所に掲示する等の方法によりあらかじめ公表しなければならない。

(休館日)

第6条 旧森田銀行本店の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたる月曜日は、除く。）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- 2 前条第3項の規定は、前項ただし書の場合について、準用する。この場合において、同条第3項中「開館時間を変更する」とあるのは「臨時に休館する」と、「当該変更」とあるのは、「当該臨時の休館」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第7条 利用者は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、あらかじめ当該利用料金の額について市長の承認を得なければならない。

3 利用料金は、指定管理者がその収入として収受するものとする。

(損害賠償)

第8条 入館者及び利用者は、施設等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の旧森田銀行本店の管理運営に関する条例（平成11年三国町条例第9号）の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 次の各号に掲げる規定は、この条例の施行の日から別に教育委員会規則で定める日までの間は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 第3条の規定 次のとおりとする。

(管理運営の委託)

第3条 旧森田銀行本店の管理運営は、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、財団法人三国町文化振興事業団（以下「事業団」という。）に委託する。

(2) 第4条（見出しを含む。）及び第7条の規定中「指定管理者」とあるのは、「事業団」とする。

(3) 第5条第2項及び第3項の規定 次のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

3 前項の規定により開館時間を変更するときは、教育委員会は、当該変更について、あらかじめこれを公表するものとする。

(4) 第6条の規定中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」とする。

別表（第7条関係）

利用者の区分	利用料金	利用時間
坂井市に在住する者及び坂井市に勤務する者が、無料の催しに利用する場合	無料	午前9時から午後10時まで

合		
坂井市に在住する者及び坂井市に勤務する者が、有料の催しに利用する場合	1日 10,000円	午後6時から午後10時まで
坂井市外に住所を有する者が、催しに利用する場合	1日 10,000円	午後6時から午後10時まで